



長野県報

2月4日(木)
平成28年
(2016年)
第2745号

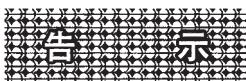
目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	3
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気環境課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
昭和29年長野県公安委員会告示第4号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部改正 (会計課)	5
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（東北信運転免許課）	6
正誤（医療推進課）	7
（農地整備課）	7



長野県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成28年2月4日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
牛山医院	長野県岡谷市天竜町三丁目2番23号	平成27年7月1日
長野寿光会 上山田病院	長野県千曲市上山田温泉3丁目34番地3号	平成27年7月1日
ももせクリニック	長野県安曇野市三郷温2645番地3	平成28年1月1日
みやいりクリニック	長野県松本市井川城二丁目16番12号	平成27年12月1日
ほりうちレディースクリニック	長野県松本市筑摩1丁目16番3号	平成27年12月1日
あるが歯科医院	長野県佐久市跡部58-4	平成27年9月1日

天竜河畔歯科クリニック	長野県伊那市山寺1540番地3	平成27年12月1日
山寺薬局	長野県伊那市山寺2462-9	平成27年9月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
そよ風訪問看護ステーション	長野県上田市中丸子1771番地1	そよ風訪問看護ステーション	長野県上田市中丸子1771番地1	平成28年1月1日
訪問看護ステーションちとせ	長野県中野市一本木322-1	訪問看護ステーションちとせ	長野県中野市一本木322-1	平成27年11月1日

地域福祉課

長野県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成28年2月4日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
クスリのアオキ墨坂薬局	長野県須坂市墨坂四丁目3番28号	柳沢未来	中山雄太	平成27年11月1日

地域福祉課

長野県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年2月4日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
牛山医院	長野県岡谷市天竜町3-2-23	平成27年11月30日
天竜河畔歯科クリニック	長野県伊那市山寺1540番地3	平成27年11月30日
ほりうちレディースクリニック	長野県松本市筑摩1丁目16番3号	平成27年11月30日
みやいりクリニック	長野県松本市井川城二丁目16-12	平成27年11月30日
有限会社山本薬局	長野県松本市征矢野2-8-8	平成27年10月31日
山寺薬局	長野県伊那市山寺2462-9	平成27年7月31日

地域福祉課

長野県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成28年2月4日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏名	住所	指定年月日
前野弘美	長野県松本市桐2-4-44-1	平成27年12月1日
青木彰伸	長野県木曽郡木祖村大字小木曾272-1	平成27年12月1日
橋本俊彦	長野県松本市大字里山辺4227-1	平成28年1月1日

2 施術所

名称	所在地	指定年月日
まえの治療室	長野県松本市桐2-4-44-1	平成27年12月1日
みやのもり整骨院	長野県木曽郡木祖村大字小木曾272-1	平成27年12月1日
はしもと治療室	長野県松本市岡田町794柳ハイツ101	平成28年1月1日

地域福祉課

長野県告示第59号

平成27年長野県告示第585号により土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域（同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の全部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。

平成28年2月4日

長野県知事 阿部 守一

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

上田市国分839番2、839番4及び866番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

水大気環境課

の35、8716の16、8716の17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第60号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年2月4日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢8715の24、8715の25、8715の29、8715の31、8715

長野県告示第61号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年2月4日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草2590の6・2590の7・2590の41・2590の42
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第62号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年2月4日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草5968の1（次の図に示す部分に限る。）、
5950、5953、5968の7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県上田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年2月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月4日

長野県上田建設事務所長 河西 明彦

1(1) 道路の種類 一般国道

2(2) 路線名 254号

3(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市東内字中五丁田2055番1地先から上田市東内字西河原3043番地先まで	旧	m 7.6～17.2	km 1.7437
同上	新	m 11.2～34.0	km 1.7430

2(1) 道路の種類 一般国道

2(2) 路線名 254号

3(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市東内字道下2501番2地先から上田市東内字道下2502番2地先まで	旧	m 8.5～10.4	km 0.0337
同上	新	m 10.9～12.7	km 0.0337

3(1) 道路の種類 県道

3(2) 路線名 上田丸子線

3(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市下之郷字西八反田793番13地先から上田市下之郷字西八反田807番2地先まで	旧	m 7.0～10.3	km 0.1850
同上	新	m 9.0～14.0	km 0.1850

4(1) 道路の種類 県道

4(2) 路線名 上田丸子線

4(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市上田原字中原1175番19地先から上田市上田原字葭原1178番29地先まで	旧	m 10.5～16.4	km 0.1650
同上	新	m 10.5～17.5	km 0.1650

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 田沢中挾線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡青木村大字田沢3050番3地先から小県郡青木村大字田沢3090番地先まで	旧	m 7.0~11.5	km 0.1100
同上	新	m 7.0~26.5	km 0.1100

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 御牧原蓬田線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東御市御牧原字四ツ京塚708番1地先から東御市御牧原字四ツ京塚678番1地先まで	旧	m 5.0~9.0	km 0.1078
同上		m 5.0~21.0	km 0.1078
東御市御牧原字四ツ京塚715番1地先から東御市御牧原字四ツ京塚678番1地先まで	新	m 8.0~21.0	km 0.1054

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年2月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月4日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 153号
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字塩尻町字堰口1612番5地先から塩尻市大字金井字八幡320番地先まで	旧	m 11.0~11.0	km 0.0970
同上	新	m 11.0~75.0	km 0.0970

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年2月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月4日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

- 1(1) 路線名 254号
 (2) 供用を開始する区間

上田市東内字道下2501番2地先から

上田市東内字道下2502番2地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成28年2月4日

- 2(1) 路線名 上田丸子線

- (2) 供用を開始する区間

上田市下之郷字西八反田793番13地先から

上田市下之郷字西八反田807番2地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成28年2月4日

- 3(1) 路線名 上田丸子線

- (2) 供用を開始する区間

上田市上田原字中原1175番19地先から

上田市上田原字葭原1178番29地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成28年2月4日

- 4(1) 路線名 御牧原蓬田線

- (2) 供用を開始する区間

東御市御牧原字四ツ京塚715番1地先から

東御市御牧原字四ツ京塚678番1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成28年2月4日

道路管理課

長野県公安委員会告示第4号

昭和29年長野県公安委員会告示第4号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年2月4日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎
 本則中「405円」を「395円」に改める。

会計課

選告示第1号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成28年2月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「さわやか絹の郷信州おかや

「さわやか絹の郷信州おかや

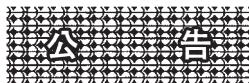
介護老人福祉施設 松風

岡谷市郷田二丁目1番24号」を

岡谷市郷田二丁目1番24号 に改める。

岡谷市内山4769番地548」

選挙管理委員会

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年2月4日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年1月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シニアサポートさく

3 代表者の氏名

長坂 夏江

4 主たる事務所の所在地

佐久市中込1133番地14

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者が人間の尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活自立、社会参加等の支援を行い、高齢者及び障害者が住みよい地域づくり等の地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月4日

長野県警察本部交通部運転免許本部

東北信運転免許課長 坂下 敏男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

ア I C運転免許証用カード 615箱

イ I C運転免許証用インクリボンカセット 369箱

ウ I C運転免許証用ラミネートリボン 461箱

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 納入期日

平成28年4月1日から平成29年2月28日までの間で別に定める日

(4) 納入場所

長野市川中島町原704-2
北信運転免許センターほか2箇所

(5) 入札方法

(1)の調達物品ごとの1箱当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達する物品等に関して、アフターサービスを迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しない者は、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していないければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手することができます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>